

「大学の自己評価」をめぐる経過と展望

堀 地 武

目 次

まえがき

第1部 これまでの経過

第1節 大学審議会

§1 臨時教育審議会 §2 大学審議会

第2節 大学基準協会

§1 アクレディテーション §2 大学の自己評価

第3節 国立大学協会

第4節 日本私立大学連盟

第5節 諸大学

§1 国際基督教大学 §2 筑波大学 §3 京都大学

§4 医学教育

第6節 一般教育学会

§1 課題研究及びFDアンケート調査

§2 「大学審議会への意見書——大学教育改革の方策について」

第7節 その他

第2部 これからの課題と展望

第1節 「評価」の意味の2類型——「格付け評価」と「フィードバック評価」——の使い分け

第2節 理想型「大学教員の自己評価項目」

第3節 政府・大学関係の体制変化に関する基本的方向

——大学審議会の創設と大学基準協会の活性化及び各大学「大学教育等研究機関」の設置——

あとがき

別紙資料1 大学基準協会「大学の自己評価に関する中間報告書」

別紙資料2 大学基準協会「大学自己評価の実施方法に関する検討結果について」

別紙資料3 大学基準協会「本協会のあり方に関する中間まとめ」

まえがき

「大学の評価」「大学情報の公開」「大学評価システムの開発」「アクレディテーション」「大学基準協会」「ファカルティ・ディベロップメント」など、一連の耳新しいことばが臨時教育審議会答申に登場し、いま大学審議会での実現の在り方が検討されている。

それらは、昭和46年の中央教育審議会答申にはことばとしてばかりでなく、発想としても含まれていなかった。それだけに、中教審答申の基本となってきた政府・大学関係についての旧来の管理主義的な政策の転換可能性をはらむものとして注目に値する。その政策転換は、いわば「管理主義から民活路線へ」と称することができるであろう。

そうした政策転換の可能性は、昭和46年の中教審答申後約15年の時代の推移を背景としてあらわれているものと解することができる。あるいは、国際化・情報化の趨勢のなか、滔々と世界的規模で進行している自由化・民主化・民活化の波の波頭のひとつとみることができるのかもしれない。

いずれにせよ、上記のような見方は、「政府」の政策転換を理解し理由づけるには有効であろう。しかし、「大学」は、そのような政策転換を認めるとしても、受身ではなく、学問の自由・大学自治の原則のもと、大学自体のことばと行為により、その内在的なものの発展として「大学」自らの理解の体系を構築することが重要である。それは、政府・大学関係の政策転換の機会を実現可能にする資格能力にもかかわることである。

現に、「アクレディテーション」「大学基準協会」は新制大学創設当初にさかのぼることができるし、「大学の自己評価」は臨時教育審議会以前から大学基準協会において検討されてきたものである。少なくともそうした歴史的事実をふまえ、「大学」の立場で理解の体系を構築してはじめて将来の展望を開くことが可能となるであろう。

そのような作業は、「政府」と「大学」とで理解の体系が相違することを自明のこととしたうえで、大学人の自律的・専門職的な役割の一つといえるものである。この報告がそのような役割遂行の一助となれば幸いである。

第1部 これまでの経過

第1節 大学審議会

- 昭58. 3. 1 第2次臨調最終答申(昭56. 3. 設置, 会長 土光敏夫), 7. 1 行革審発足(昭61. 6. 最終答申), 59年度以後「国立大学等における組織及び運営の見直し」の実施
6. 14 中曽根首相の私的諮問機関として「文化と教育に関する懇談会」発足
- 昭59. 3. 22 同 懇談会報告
8. 21 臨時教育審議会設置, 第4部会長 飯島宗一(名古屋大学長)
- 昭60. 6. 26 第1次答申
- 昭61. 4. 23 第2次答申
- 〈第2部第4章 高等教育の改革と学術研究の振興
第1節 高等教育の個性化・高度化 (1)大学の評価と大学情報の公開
第3節 ユニバーシティ・カウンスル(大学審議会一仮称)の創設〉
5. 27 文部大臣の私的諮問機関として大学改革協議会発足(協力者18人)
- 昭62. 4. 21 第3次答申
- 〈第3章 高等教育機関の組織・運営の改革
第2節 大学の組織と運営 (2)教員と職員〉
8. 7 第4次答申(最終答申)
8. 20 臨時教育審議会廃止
9. 8 大学改革協議会の研究協議のまとめ
- 昭62. 9. 10 大学審議会関係法令公布施行, 9. 18 委員18名任命
10. 13 総会(第1回)文部大臣あいさつ, 会長 石川忠雄(慶応義塾塾長)を選出
10. 29 総会(第2回)文部大臣諮問
- 〈1. 教育研究の高度化 2. 高等教育の個性化・多様化 3. 組織運営の活性化〉
12. 10 総会(第3回)審議事項「大学院問題について」(~第5回)
- 昭63. 3. 8 大学院部会発足(委員6人・特別委員4人)部会長 戸田修三(中央大学教授・大学基準協会会長)
3. 14 総会(第6回)審議事項「学部教育について」審議開始
4. 『大学審議会ニュース』No.1発行, 8月No.2発行
7. 11 総会(第10回)大学院部会「大学院制度の弾力化等について」を中間報告
9. 10 大学教育部会発足(委員6人・特別委員7人), 部会長 田中健蔵(前九州大学長)
11. 25 総会(第13回)大学院部会「大学院制度の弾力化について」を報告
12. 19 総会(第14回)「大学院制度の弾力化について(答申)」を決定

§ 1 臨時教育審議会

- (1) 第2次臨調は、国の財政赤字に対処することを第一義とするものであったにせよ、国の規制緩和、公社・公団の民営化、民間企業の活力の導入等、自由化や民間活力志向を特色とする行政改革であった。

臨教審は、第2次臨調のそうした気運を引継ぐとともに、従来の中教審とは異なり総理大臣諮問機関として設置された。その答申は、中教審の昭和46年答申には見られない「ア kredィテーション」「大学の評価」「大学情報の公開」「ファカルティ・ディベロップメント」等のことばを用い、「大学審議会」の創設とともに「大学基準協会」の活性化を提言している。

- (2) それは、少なくとも政府・大学関係について、旧来の管理・被管理の直接的な関係を中軸とする管理主義の政策から、間接的な、いわば民活路線の政策への転換可能性をはらむものとみることができるであろう。

もちろん、その転換可能性の背景にある最大の要因はやはり時代の変化にほかならないであろう。そして、それが実現するとしても、時代の変化をふまえた政府と大学それぞれの立場からの対応による事態の展開以外に道は開けないであろう。

- (3) 「大学の自己評価」に関連のある事項を臨時教育審議会第2次及び第3次答申の中から抜粋して資料1に示す。

(1)
資料1

臨教審第2次答申

第2部第4章 高等教育の改革と学術研究の振興

第1節 高等教育の個性化・高度化

(1) 大学の評価と大学情報の公開

大学がその社会的使命や責任を自覚し、大学の根本理念に照らして絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国の内外に公開することを要請する。

- ① 大学には絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について自ら検証し評価することが要請され、そのための方法やシステムについて検討を深めることが望まれる。また、個別大学の自己評価にとどまらず、大学団体がそのメンバー大学を相互に評価し、ア kredィテーションを実施し、大学団体としての自治を活性化することも重要であ

る。

- ② 大学は今や大きな社会的存在であり、公共的投資に支えられている組織体であるので、大学の状況を社会に明らかにする責任がある。また、大学を志望する受験生や社会人に対して、教育内容等の情報を提供し、国の内外からの照会に適切に応ずる機能や仕組みを充実する。

第3節 ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会一仮称）の創設

我が国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会一仮称）」を創設する。

- ③ ユニバーシティ・カウンシルは、文部大臣の諮問に応じて答申を行うほか、自ら大学に関する調査研究、大学に関する必要な情報の収集や提供を行い、また、大学制度の基本に関する事項ならびに大学の計画的整備と見直し、専門分野に応じた人材の養成計画、大学教育の内容、方法等の検討、大学評価システムの開発等の事項を扱う。
- ④ ユニバーシティ・カウンシルは、その任務の遂行に当たって大学に関する諸団体との連携や協力に努めるとともに、設置基準、ア krediteーション等の専門的審議に際しては大学基準協会との組織的な連携を図る。
- ⑥ ユニバーシティ・カウンシルの創設に関連して、本来大学相互の間で自主的に水準の維持・向上を図るための組織として設置されている大学基準協会の在り方を再検討し、これを活性化する必要がある。

臨教審第3次答申

第3章 高等教育機関の組織・運営の改革

第2節 大学の組織と運営 (2) 教員と職員

教員は大学の教学の中心を担うものであり、教育・研究に深い情熱と高い能力をもつ、人格において優れた人材を擁することは、大学の根本問題である。また職員は、教育・研究の遂行および大学の経営上不可欠の要員であり、その資質の向上と組織の改善は今後の大学の注意を払うべき課題である。

エ 大学自身が教員の教育・研究上の業績評価に積極的に取り組み、また教員相互に自己努力を重ねることが望まれる。

- ⑤ 教員の評価については、大学の自己評価の一環として、大学自身が教員の教員・研究上の活動、業績の評価に積極的に取り組み、教員の資質の開発向上（ファカルティ・ディベロップメント）に努めることが望まれる。この場合、専門家集団としての各種学会、研究会等学術団体の果たすべき役割もまた重要である。

§ 2 大学審議会

(1) 大学審議会の発足にあたり、文部大臣は「大学等における教育研究の高度化・個性化及び活性化等のための具体的方策について」を諮問した。主要な項目は、次の三つである。

- ① 教育研究の高度化——大学院の充実と改革
- ② 高等教育の個性化・多様化——まず、大学設置基準を見直し、その大綱化・簡素化を図る。
- ③ 組織運営の活性化——大学の教育研究実績の公表を含めた大学評価の問題を含む。

(2) 総会はおおむね月1回開催、第3回～第5回「大学院問題について」を審議して昭和63年3月大学院部会を発足させ、7月同部会から中間報告、63年12月「大学院制度の弾力化について」を答申した。

第6回～第11回「学部教育について」を審議し、昭和63年9月大学教育部会を発足させ、年度内には何らかの中間報告が予想されるところである。

(3) 総会から示された「大学教育部会における検討事項」は、資料2のとおりである。検討の範囲が、単なる「大学設置基準の見直し」を越えて、「教員の教育力の向上や各大学におけるカリキュラム開発の促進のための方策」や「大学設置基準の運用及び大学評価のあり方」といった大学教育に関連の深い組織運営の活性化に及んでいることに留意する必要がある。

資料2⁽²⁾

大学教育部会における検討事項

大学審議会総会では、これまで、大学院教育の問題に引き続いて、一般教育等(外国語教育、保健体育教育を含む。以下同じ。)を含めた学部教育の充実と改革について審議してきた。

学部教育については、

- ① 一般教育等は、その実情から見て形骸化しているとの批判があり、改善が必要である。
- ② 大学がその責任において、教育課程や教員組織の柔軟かつ多様な設計ができるように、諸制度の改革を図る必要がある。
- ③ 学生の学習効果や学習意欲を向上させるための種々の方途を講じる必要がある。との考え方に基づいて、その充実と改革について具体的な検討を進める必要がある。

このため、大学教育部会においては、以下の諸点について、具体的な方策を調査審議し、

総会に報告するものとする。

- 1 一般教育等の改善
 - ・ 大学教育全体の中における一般教育，外国語教育及び保健体育教育の在り方
 - ・ 一般教育等と専門教育の担当教員の区分の見直し等教育体制の在り方
- 2 柔軟かつ多様な教育課程，教員組織の設計
 - ・ 大学がその責任において一般教育等や専門教育を多様に設計し得るよう，大学設置基準の見直し
- 3 学生の学習の充実
 - ・ 学生の学習を充実するための方策
 - ・ 教員の教育力の向上や各大学におけるカリキュラム開発の促進のための方策
- 4 その他
 - ・ 生涯学習の場としての大学，国際化や情報化への対応という視点からの大学設置基準の見直し
 - ・ 大学設置基準の運用及び大学評価の在り方
 - ・ その他

第2節 大学基準協会

昭22	7	8	大学基準協会設立(わが国大学の Accreditation 団体として), 「大学基準」制定
昭25	6	13	会員資格審査規程を制定, 26年度から会員相互資格審査を実施
昭31	10	22	文部省令「大学設置基準」制定(以後「大学基準」は協会の向上基準に)
昭54	6	26	協会に大学自己評価研究委員会を設置(委員長 石川忠雄)
昭56	12	22	同 委員会「大学の自己評価に関する中間報告書」
昭58	6	24	協会に自己評価実施方法検討委員会を設置(委員長 清水司/西原春夫一早稲田大学総長)
昭61	2	21	協会に本協会のあり方検討委員会を設置(委員長 西原春夫)
	2	3	自己評価実施方法検討委員会「大学の自己評価実施のための質問事項(案)」を作成, 3月会員校にアンケート調査, 7月「自己評価項目」を確定
	12	16	同 委員会「大学自己評価の実施方法に関する検討結果について」, 1.27公表
昭62	1	20	上記報告の提言を受けて自己評価実施準備委員会を設置(委員長 西原春夫), 7月会員校あて「大学の自己評価について」を送付, 12月実施状況の報告を依頼
	7	21	協会に大学設置・大学評価調査研究委員会を設置(委員長 飯島宗一)
昭63	2	16	本協会のあり方検討委員会「本協会のあり方に関する中間まとめ」
付記			協会常置の基準委員会は, 昭58.7.14「大学設置基準に関する問題点(第1次中間報告)」以後引き続き「大学設置基準」の検討を進めてきたが, 63年度その報告をまとめる予定 (委員長 大東百合子一津田塾大学長)

§1 アクレディテーション

- (1) 戦後大学改革の際、新制大学の創設とともに政府・大学関係の改革が構想され、アメリカのアカレディテーション方式をとりいれて「大学基準協会」が設立された。その構想は、文部省「日本における高等教育の再編成」（昭和23年1月）によれば、次のとおりである。

資料3⁽³⁾

七、大学基準

大学は最高の教育機関として又学術文化の研究機関として重要な使命をもっているのに鑑み、大学のもつ諸条件を明かにし、その機能を十分発揮できるような基準を定め、今後設置される大学は勿論、既設の大学にも適用して大学の振興発展を図ろうという意図から、従来の内規的な大学設立基準に検討を加えるために、文部省の協議機関として協議会を設け大学設置の諸要件の基本的な基準について審議することとなった。これが即ち大学設置基準設定協議会 (University Accreditation Committee) である。この協議会は官私立の学長教授並に本省の関係官を協議員として昭和21年の10月に発足し、爾後協議員の部面と数とを増し分科会部会等で研究審議を進めて昭和22年7月7日に大体の成案を得て之を可決した

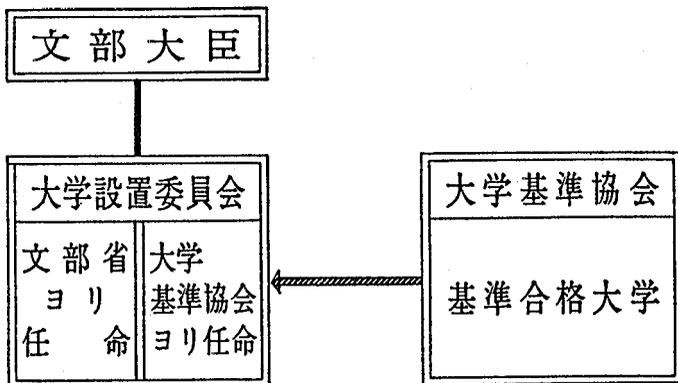
一方大学はそれぞれの自立性に基づいてその内容を改善充実すべきものとの観点から、新学制による大学が抛るべき最低基準も大学の集団が自ら作り相互に鞭撻協力して基準以上の内容を具備する様に努力しなければならないという意見が起って、全国大学協議会が開催せられ昭和22年7月9日に大学基準協会 (University Accrediting Association) が結成せられた。この大学協会は独立した専門的組織のものであって、文部省との連関はなく、又文部省に責任もないものである。後に述べる大学設置委員会とはその構成員において多くの人が共通してはいるが全く別箇のものである。大学基準は前記の協議会で決定した案をこの大学基準協会の一つの原案として採用し改正補足を試みている。

八、大学の設置認可と大学設置委員会

この度の学制改正によって新制四年制大学を編成する場合には文部省の承認を必要とする。従ってすべての現存の大学高等学校専門学校師範学校等が新制四年制大学となるためには文部大臣に申請しなければならない。文部省には大学設置委員会と呼ぶ委員会ができていて、申請した学校が大学となるに適当か否かを審査しその可否を文部大臣に答申する。文部大臣はその答申に基づいて、その大学の設置を認可し、四年制大学程度の教育を施して学士号を授与すべき法律上の権利を与えることになるのである。

第六表

大学設置委員会ト大学基準協会トノ関係



機能

- 1 四年制大学設立申請校ノ検査ヲスル。
- 2 文部大臣ニ対シ同校ノ法的設立ヲ推薦スル。
- 3 認可サレタ最低基準ニ照シ、基準適合申請大学ヲ検査スル。

機能

- 1 大学設置委員会委員ノ半数ヲ推薦スル。
- 2 大学設立最低基準ヲ設定スル。
- 3 新大学ノ協会加入ヲ可決スル、従ッテ基準ニ合格セシメル。
- 4 最低基準ヲ屢々改正スル。
- 5 各大学相互ノ関連ニ於テソノ業績ヲ絶エズ研究スル。

この大学設置委員会は学校教育法第 60 条に基づいた官制による委員会、文部大臣の諮問に応じて答申する機関である。その委員は 45 名でその中 22 名は前記の大学基準協会がその会員中から推薦することになっている。この委員会では大学の設置認可に関する一般の方策を決定するが、認可の基準としては最も有力なる原案として大学基準協会の定めた案を採用することになるであろう。設置認可を学校が申請した時には、この委員会から更に委任された小委員会がその学校について、その学校が適当の期限内にすべての四年制大学が適合しなければならぬ最低基準に合致すべき限度を調査することになっている。その小委員会の報告に基づいて設置委員会が、その学校は大学として適当だと答申した場合には、文部大臣はその設置を認可するのである。(第六表参照)この様な設置認可は十分に相当な理由のある場合でなければ文部省は之を取り消すことはできない。この様な大学の設置認可は然しながらそれを与えた大学の素質の保証ともならぬし、又その大学の物質的設備の保証ともならない。それは単に大学に存在の権利とすぐれた大学となるべき素質の基準に合致する機会を与えるものに過ぎない。

九、大学の基準適用による資格判定

新制四年制大学は、青年の高等教育に関与するものであるから、単に法律上存在の権利を与えられることのみを以て満足してはならない。又学問及び教育の最高基準に到達しないうちは十分とも考えてはならない。若い人々の精神を形成し社会の最もすぐれた理想を受けついで後世に伝えるに当って、大学がその若い人々や社会に対して持つ責任は、絶えずその大学の自己改善と進歩とに対する刺激となるであろう。大学の学生が、職業科大学院及び海外の大学を包含する他の大学に転学することを許されるためには、即ちその大学の学問的認識を日本及び諸外国の最もすぐれた人々を入れるに値する程価値づけるためには、その大学が学問知識の一定の基準に合致し得ればそれを上まわるものでなければならぬことは異議の余地がないことである。この基準に合致することは基準認可に示されている。教育の民主主義の理想は、大学そのものがその学校行政のすべての面——即ち事務関係、学科課程、学生指導、教授の訓練、体育施設その他大学の目標が標榜されているすべての方法一に関する基準を立てることを必要とする。この理由によって、大学基準協会は大学の代表者の委員によって編成されており、かつ大学設立基準設定協議会によって作成された最低基準を採用しその改訂を行っている。この協会は有志の組合であるが、その会員たる各大学間でも、この基準に到達することを努め、また入会を望む新しい大学に関しても同様の要求をするであろう。

すべての新しく設置認可を受けた大学は、希望する場合には、数年間にわたる一期間臨時の会員となることを許される。その期間の終りになって協会の委員の調査をうけ、その臨時会員となっていた期間中にその大学がどの程度まで最低基準に到達したかという限度を判定される。そしてその大学が基準に合えば協会の正規の会員となることを可決される。しかしながら、この団体はその最低基準と大学行政の方法を改善するために絶えずその研究を続けて行くのである。従ってたとえ正規の会員となることを許されても、大学が正規の資格ある会員となっているためには、絶えずその施設の質を改善して行かなければならない。

この様な基準適用による資格判定には基準は余りに厳格に適用することなく新しい大学ができるだけその設置される目的に合致しようとしているか、どうか——従ってそれが適当との資格判定を得られるかどうかを——判断する尺度として役立つ様にありたい。正規の会員として承認されることはその大学のすぐれているしるしである。それはすべてこの正規の会員となった大学が相互の信用を額面通りに承認することを意味する。即ち、それらの大学の卒業前の称号は職業科でも大学院でも試験なしで、これを承認するものであることを意味する。更にまたこのことは、すべての会員たる大学は、日本全国の高等教育の標準を高めるという重要な任務のために、設備を共同にし資財を合併することに協力参加することを意味する。

- (2) アクレディテーション方式による新設大学創設当初の構想は、それまでわが国の慣習や風土になじんでいないこともあって次第に形骸化し、昭和31年「大学設置基準」が省令として制定されてからは国の設置認可行政が中心となり、大学の水準の維持向上は文部省の行財政措置に依存することとなって現在に及んでいる。
- (3) 臨時教育審議会は第2次答申（昭和61年4月）の中で「ユニバーシティ・カウンシルの創設に関連して、……大学基準協会の在り方を再検討し、これを活性化する必要がある。」としたが、それを承けて大学基準協会は「本協会のあり方検討委員会」を発足させ、昭和63年2月「中間まとめ」を発表した。⁽⁴⁾別紙資料3として掲載する。
- (4) アクレディテーション方式の再生を図るとしても、現行唯一の大学基準協会の在り方にとられることなく、長期的に試行改善を積み重ねていくことが必要であると思われる。国立大学協会等の大学連合体が何らかの形でアクレディテーション機能をもつことも考えられる。

§2 大学の自己評価

- (1) 大学基準協会は、昭和54年6月大学自己評価研究委員会を設置、56年12月「大学の自己評価に関する中間報告書」を発表した。報告書は、自己評価の必要性と問題点について、次の事項をあげている。
 - ① 大学の自己評価がなければ大学の向上充実の努力は具体性も実践性もない。

- ② 自己評価は基準，項目が明確にされなければ実践的意味をもちえない。
- ③ 大学には建学の精神，個性があるので一律の基準から評価を行ってはならない。
- ④ しかし建学の精神や個性が体现される組織形態，機能等には共通の問題群や評価基準が見いだされるはずである。
- (2) 引続き，58年6月自己評価実施方法検討委員会を設置，62年1月「大学自己評価の実施方法に関する検討結果について」を発表，その報告を受けて自己評価実施準備委員会を発足させ，現在実施準備の段階にはいつている。
- (3) 上記二つの報告書を別紙資料1⁽⁵⁾及び別紙資料2⁽⁶⁾として掲載する。

第3節 国立大学協会

昭57.12.14	第1常置委員会に大学の在り方の検討小委員会を設置 (委員長 藤巻正生—お茶の水女子大学長)
昭60.6	第1常置委員会『大学の在り方について(中間報告)』 〈第5章 大学における評価の問題〉(委員長 山村雄一—大阪大学長)
昭61.8.18	同 委員会「大学における評価」に関するアンケートを実施
11.12	同 委員会「評価に関するアンケートのまとめ」
昭62.6.16	同 委員会「大学における教員評価について」 (委員長 石田名香雄—東北大学長)
昭63.7	教養課程に関する特別委員会「教養課程の改革—教育体系と教員組織—(案)」 〈第6章§3 大学の自己評価—「大学における教員評価について」に関連して— (委員長 久佐守—山形大学長)
昭63.11	教養課程に関する特別委員会『教養課程の改革』
昭62.10.5	日本科学者会議大学問題委員会「国立大学協会『大学における教員評価について』の問題点」

- (1) 国立大学協会が「大学評価」の問題にとりくんだのは，昭和57年12月第1常置委員会に大学の在り方の検討小委員会を設置し，その検討項目として「大学における評価」を設定して以来である。同委員会の「大学の在り方について(中間報告)」の第5章は評価の問題を考えるに際しての資料を提供するという趣旨のもとに，次のような内容となっている。

第5章 大学における評価の問題

1. 大学の現状

- (1) 大学評価問題登場の背景 1) 事実的要因 2) 規範的要因
 (2) 大学評価の現状 1) 大学評価の構成 2) 大学以外の主体による大学評価 3) 大学による大学評価

2. 大学の自己評価の検討

- (1) 前提的問題 1) 大学の自己評価の目的 2) 大学評価における準則
 (2) 自己評価の構成部分の検討 1) 評価の主体 2) 評価の対象 3) 評価の時期
 4) 評価の基準 5) 評価の方法
 (3) 個別的・具体的検討の必要性 1) 分野別検討の必要性 2) 評価の場における差異の認識の必要性

- (2) 昭和62年6月国立大学協会第1常置委員会は「大学における教員評価について」を発表した。しかし、それは次に掲げる表現からもうかがえるように、「大学評価」のとらえ方に若干の錯誤が含まれているものと思われる。

大学における自己評価は、研究者にとって自己研鑽・自己啓発につながり、その結果、教員の研究・教育活動等の活性化、さらに大学の新しい活力をもたらすことを期待して、実施するものである。(評価の目的)

かくて、大学評価は、このような原則(注：学問の自由や大学自治)に即した「大学教員の自己評価」であるべきである。(評価の原則および方法)

われわれは、……自己申告制による研究の評価様式を例示することとした。(研究の評価)

- (3) 同協会の教養課程に関する特別委員会は「教養課程の改革——教育体系と教員組織(案)」の中で上記第1常置委員会見解について、次のような批判的見解を述べている。

資料5⁽⁸⁾

大学の自己評価——「大学における教員評価について」に関連して——

……現在、大学に期待されているのはたんなる「教員評価」ではなく、むしろ全体としての「大学評価」および研究と教育との双方にかかわる積極的な大学情報の公開である。……「第1常置委員会見解」には、……現在社会の側から要求されている全体としての「大学評価」(大学がそもそもそれに固有の目的もしくは機能を果たしているか、という問に対する自己診断)という観念が乏しく、しかも「大学における教員評価」を研究活動にのみ限定しようとする傾向が顕著である。このような「大学教員は、研究さえやっていたらそれで十分」とする考え方には、いっそう根本的な問題があり、それが今日の大学改革を阻む原因ともな

っているようにも思われる。

- (4) 第1常置委員会報告については、大学教員として、管理体制の中での「勤務評定」を連想する向きも少なくない。日本科学者会議大学問題委員会は、報告の内容について、次のような問題点を指摘している。

(9)
資料6

(評価の客観基準をめぐる問題点) この「報告」では、評価の客観基準の具体的内容、あるいは評価の客観性保障の具体的吟味は何らおこなわれていない。……評価基準の客観化の問題を完全に欠落させたまま教員評価を制度化すれば論文数など数量化可能な基準に安易に傾斜する危険性が高いであろう。……

(教員評価と競争原理) ……もし教員評価が、教員間へ競争原理の導入を意味するとしたら、競争以前に競争条件を平等にすること、すなわち大学間格差の完全な解消が必然的な前提になると言うべきである。逆にいえば、大学間の著しい格差という現状……を固定化し、さらにはかえって格差を拡大するものとなろう。……

第4節 日本私立大学連盟

- 昭52. 10. 15 日本私立大学連盟・大学問題検討委員会第6分科会（村井資長・原一雄編）『私立大学の相互協力と自己点検—教育・研究の質的向上をめざして—』
昭63. 7. 西原春夫「大学の自己評価」（講演記録）『大学時報』37号

昭和54年に始まった大学基準協会の大学自己評価研究は、日本私立大学連盟関係委員からの積極的な提言によるものといわれている。その背景には同連盟における昭和50年以後の研究の成果があったことは推測に難くない。

第5節 諸 大 学

- 昭28. 『国際基督大学要覧』第1巻第1号
〈…自己批判と評価によってその発展を…〉
昭44～47 原一雄ほか「大学教育の総合評価」『ICU教育研究』14～16
昭60. 12. 網川正吉・原一雄「大学教員評価の視点」『一般教育学会誌』第7巻第2号
昭63. 3. 筑波大学企画調査室『筑波大学の自己評価と改革の指標』
昭63. 2 「京都大学を紹介する冊子」編集委員会『京都大学—研究教育の現状と展望—1987』

§1 国際基督教大学

- (1) 1960年代後半に至って大学紛争がやや下火になると、同大学原教授らは「紛争は……戦後教育の破綻を示し、教育の近代化・民主化が標榜されながら、実際には時代の変化に即応できなかった結果と考えられる。……われわれ大学人は自らの責任において、率先して大学教育の本質を追究し、今まで採られてきた教育の手段と成果に対し公正な評価を下し、……将来の発展に正しい方向づけを与えることが急務⁽¹⁰⁾」と考え、「大学教育の総合評価」の研究を推進した。その成果を活かして原教授は、前記日本私立大学連盟・大学問題検討委員会第6分科会の主査として報告書「私立大学の相互協力と自己点検」をまとめるに至ったものである。
- (2) 上記の実績をふまえ、1985年一般教育学会第7回大会において、絹川教授・原教授は「大学教員評価の視点」について研究発表を行った。その要旨は、（その1 意義と問題点について）現代文化の危機的状況に対決する新しい大学理念に即した教員評価を実施し、これを通して教員の意識改革（研究業績中心主義からの脱却）と大学の性格変革（学部教育は現代化された liberal education に徹する）を図ろうとするものであり、（その2 方法と基準について）教員の専門性に焦点をあて大学教員の果たす役割を明確化して、それに伴う教員評価を通して継続的教員開発 (faculty development) プログラムの実施をめざすものである。この研究発表が、一般教育学会における課題研究「Faculty Development の研究」設定の端著となった。

§2 筑波大学

『筑波大学の自己評価と改革の指標』は、昭和46年新構想大学として発足した筑波大学において、企画調査室が約4年間を要してまとめたものであり、わが国で最初の本格的な大学自己評価報告書である。

その一端を示せば、「教育における提言」の一項目として「本学の教育を活性化し、高水準のものとするために、教育目標の達成度等の業績評価制度を確立させ、努力した教員が報われるようにすべきである」ことをあげている。

§3 京都大学

『京都大学——研究教育の現状と展望——1987』は、「外に対しては開かれた大学をめざす本学の自己紹介書となり、内に対しては本学の学術研究体制の活性化に資する情報源となり、更に進んでは……大学の自己評価の実を示すものになるよう」隔年ごとに改訂することが予定されている。⁽¹⁾

§4 医学教育

関係資料を省略しているが、高度の専門職的職能が要求される医学教育にあっては、日本医学教育学会（昭和44年設立）及びその機関誌『医学教育』を中心として、紛争期後早くから自己評価とそれに基づくFDとが検討されてきた。その実績は、「大学の自己評価」に関する今後の研究にとって有益な資料を提供するものと思われる。

第6節 一般教育学会

昭60.6.1・2	第7回大会（神戸大学）——研究発表「大学教員評価の視点」 絹川正吉・原一雄
8.26	第4課題研究「Faculty Developmentの研究」（代表者 清水畏三）を設定
11.30・1	課題研究集会（山梨学院大学）——第4課題研究部会を開設
昭61.11.29・30	課題研究集会（桜美林大学）——第4課題研究を中心として——を開催
12.20	FDアンケート調査実施委員会発足（委員長 堀地武）、翌年2～3月全国大学関係者に依頼して「Faculty Developmentに関するアンケート調査」実施、10～11月全国大学に依頼して「FD関連活動に関する実態調査」実施
昭62.6.6・7	第9回大会（広島大学）——シンポジウムII〈一般教育の自己評価〉を開設
11.	FDアンケート調査「調査報告」『一般教育学会誌』第9巻第2号
昭63.8.1	「大学審議会への意見書—大学教育改革の方策について」
8.29	第6課題研究「大学の自己評価の方法」（代表者 関正夫）を設定
11.26・27	課題研究集会（東海大学）——セッションII〈第6課題研究〉を開設
平1.6.3・4	第11回大会（香川大学）——課題研究第2部〈大学の自己評価の方法〉の一般教育に関する具体化〉を開設予定

§1 課題研究及びFDアンケート調査

(1) 1985年6月第7回大会における国際基督教大学絹川・原両教授による研究

発表「大学教員評価の視点」を契機として、課題研究設定の気運がにわかには高まり、一般教育学会第4課題研究「Faculty Developmentの研究」の設定に至った。

- (2) FDアンケート調査は、香川大学における試行を経て、1987年2～3月全国の国立私立大学・短期大学の学長・学部長・教養部長・一般教育主事その他一般教育責任者（回答者群A）及びそれらの大学のFacultyメンバー（回答者群B）並びに一般教育学会会員に依頼して実施した。調査に際して「FD」は「大学教員研修」に限らず、「大学評価」や「大学教育等研究」を含む広義のものとする方針をとった。調査方法としては、調査項目について見解を述べそれについて賛否の回答をもとめる形式であった。

「大学評価」関係項目についての見解並びに賛成率・反対率を一般教育学会及び香川大学一般教育部の調査報告から作成した表を資料7に示す。

⁽¹²⁾ 資料7

見解1 「大学評価」の意義

大学をめぐる歴史的社会的な情勢変化に対応しようとするFaculty（教授団）の自律的な「大学評価」とそれに基づくFacultyのDevelopment（能力開発）は、大学自治の理念からいって当然のこととされてよい。「大学評価」及びFDが理事会等でなく、教授会等によって自律的に行われるところに、わが国の場合の、そして各大学それぞれの特色が表れるであろう。

なお、上記「大学の自己評価」は、大学の在り方と目標、組織・機構、人事、教育活動、研究活動、施設・設備及び財政に関する諸項目について行い、またその情報を学内外に公表することが望ましい、とされている。（大学基準協会「大学の自己評価に関する中間報告書」による。）この場合「評価」が、優劣の判定よりも、実証的な点検、診断、アセスメントのニュアンスをもつことは注目に値する。

見解2 大学の自己評価に関する審議機関

大学の自己評価とそれに基づくFaculty Developmentは、今後、Facultyによる、公式には教授会等大学管理機関による自律的な大学改革の手法として、その活用が期待されてよい。その場合、教授会等大学管理機関及びその構成員をも評価の対象とする新しい手法の確立を期して、内部組織として特別委員会を置くことが通例となるのであろう。

見解3 大学年報等の発行

大学の自己評価システムの一環として、その活動実態を大学年報等として公表することが計画されてよい。例えば、東京工業大学は年度ごとに「教官研究業績一覧」を発行し、東京大学法学部は隔年に「研究・教育年報」（学部およびそのスタッフの活動状況を学部の内

外に明らかにすることにより、学問的な相互協力を容易にし、また業績の公開を通じて、スタッフの自省を図ると同時に、外部からの批判のための素材を提供すること」を主たる目的とする。)を発行している。(国立大学協会「大学の在り方について(中間報告)」による。)

見解 10 学生による授業評価

Faculty は、自ら授業改善を試みようとする大学教員に対するサービス活動として「学生による授業評価」を準備し実施することがあってよい。英・米におけるFD活動は、授業改善に重点を置き学生による評価をとまなうものが多く、表2は、米・カリフォルニア大学パークレイ校の例である。(表2略)

見解 14 「大学教員評価」の意義

「大学教員研修」とも関連し、大学教員の資質として、研究業績のみならず、教育活動、大学の諸課題に関する研究活動、その他大学内及び社会的サービス活動についても正当に評価し、その評価に応じた教員採用・昇進基準を検討するよう、「大学教員評価」の問題へのとりくみが望まれる。

表 関係項目についての賛否の状況

	A		B		香川大学	
	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
見解 1 「大学評価」の意義	94 %	3 %	80 %	4 %	80 %	4 %
見解 2 大学の自己評価に関する審議機関	72	7	64	10	59	16
見解 3 大学年報等の発行	89	2	79	5	74	8
見解 10 学生による授業評価	53	17	54	20	53	26
見解 14 「大学教員評価」の意義	79	6	64	8	55	8
全見解(1~35)平均	81	5	74	6	72	9

(3) FDアンケート調査の調査結果は、「大学評価」や「大学教育等研究」をも含めた広義のFD概念が理解可能であり、受容可能であることを示している。

この成果をふまえ、一般教育学会では広義のFD概念についてさらに具体的な研究を進めるため、新たに第6課題研究「大学の自己評価の方法」を設定し、情勢の推移をも考慮しながら研究活動を展開している。

§2 「大学審議会への意見書——大学教育改革の方策について」

一般教育学会は、大学審議会の創設に応じ、「大学審議会への対応」を事業計画に加えた。政府・大学関係の新しい体制を考えると、その意義は小さくないであろう。

その第一回として、1988年8月「大学審議会への意見書——大学教育改革の方策について」を提出した。第1項「各大学『大学教育等研究機関』の設置等について」、第2項「大学設置基準の改正について」は、いずれもFDアンケート調査に示された大方の意向に基づき、「大学評価」を念頭に置くものになっている。第1項との関連については後述の第2部第3節でふれることとし、ここでは第2項の中の「大学評価」関連部分を次に示す。

⁽¹³⁾
資料8

2 大学設置基準の改正について

(3) 大学又は大学連合体ごとの大学評価基準の検討

大学設置基準は、本来大学設置認可のさいの最低基準である。既設の各大学が行う改善改革の自己評価のための、あるいは大学基準協会その他の大学連合体における資格認定又は改善改革の水準の維持向上のための、また「大学教育等研究」に関する学会が大学教育等の研究及び改善改革に資するための、いわゆる理想基準としての大学評価基準と混同してはならない。両者の区別を明確に認識することは、大学教育等の改善改革を制度上の問題として論じるにあたって欠かせないことである。

もともと大学又は大学連合体は、設置基準と区別して、それぞれに理想基準としての大学評価基準を設定し、自主的・自律的な改善改革の判断基準とすることが当然とされていてよい。特に大学連合体が大学評価基準に関して果たすべき役割は大きい。

当面の大学教育改革は、文部省令の大学設置基準の許容範囲を拡大する現段階を経て、大学又は大学連合体ごとの理想基準として個性化し多様化すべき大学評価基準の検討に重点を置く次の段階へと移行していかなければならないであろう。

「一般教育の目標の再整理」（「大学改革協議会の研究協議のまとめ」に掲げる課題例）等にしても、設置基準の視野で一般的に論ずるばかりでなく、むしろ上記の大学評価基準の諸類型をそれぞれに特徴づけ個性化する要素として検討することが現実的に重要な意味をもつことになるであろう。今後の「大学教育等研究」に基づく論の成熟に期待がかけられる。

第7節 その他

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 昭59. 2. | 慶伊富長編『大学評価の研究』東京大学出版会 |
| 昭63. 10. | 関正夫『日本の大学教育改革——歴史・現状・展望』玉川大学出版部 |
| 昭59. 6. | 『現代の高等教育』民主教育協会 (IDE) |
| | No.252 今月のテーマ〈大学評価をめぐる〉 |
| 昭62. 7. | 同 上 No.284 今月のテーマ〈大学の自己評価〉 |
| 昭63. 11. | 同 上 No.298 今月のテーマ〈アメリカでの大学評価〉 |

- (1) 慶伊富長編『大学評価の研究』は、日本で初めての「大学評価」関係学術書である。わが国ではこれまで「大学評価」の制度慣行が存在しなかったこともあって、「大学評価」に関する研究は遅れている。最近の動向に応じ、『大学設置基準の研究』（1977年刊行）に引続いて関係者が共同研究を進め、1984年刊行に至ったものである。

その目次及び執筆者を資料9に紹介する。

⁽¹⁴⁾
資料9

大 学 評 価 の 研 究

はしがき

第一部 大学評価の目的と方法

第1章 大学評価の意義	喜多村 和 之
第2章 アメリカにおける大学評価	江 原 武 一
第3章 日本における大学評価	天 野 郁 夫

第二部 日本の大学分類

第4章 大学分類の方法	天 野 郁 夫
第5章 大学群の比較分析	天 野 郁 夫
第6章 大学群の特性分析	天 野 郁 夫・江 上 婦志子

第三部 大学評価の試み

第7章 選抜と入学	黒 羽 亮 一
第8章 教育の国際化	井 門 富二夫・喜多村 和 之
第9章 就職	
A 就職と大学	天 野 郁 夫
B 昇進と学歴	岩 木 秀 夫
第10章 研究活動の総合分析	司 馬 正 次
第11章 研究活動——化学のケース	慶 伊 富 長・緒 方 直 哉
第12章 教育条件	黒 羽 亮 一
第13章 経費と施設・設備	市 川 昭 午
第14章 大学評価と設置基準行政	天 城 勲

あとがき

- (2) 関正夫『日本の大学教育改革——歴史・現状・展望』は、わが国における教育改革論が、大学の場合を含め、とかく管理的・第三者的立場から発想する傾向をとるなかにあって、大学の自己評価的視点から「大学教育の自己改革」とその必要条件としての「改革の方法——大学教育に関する研究機能と自己評価機能」を力説するものである。本格的な大学評価論の端著を拓くものとして注目に値する。

第2部 これからの課題と展望

第1節 「評価」の意味の2類型——「格付け評価」と「フィードバック評価」——の使い分け

- (1) 「大学の自己評価」の論にはしばしば混乱がみられ、あげくの果てに「わが国の大学には評価はなじまない」とする判断中止・論無用の論が出てきたり、あるいは外からの評価に対抗して大学の自治を擁護するため自己評価が必要であるとする受身の対策論が出てきたりして、問題はあいまいなままに残されているケースも少なくない。そうした場合は、多分に、用語上の錯誤に原因があるものと仮定して、問題の整理を試みることにする。
- (2) 「評価」は、一般的に評価対象がもつ価値や意味を見いだして表示することであり、その方法に注目して、次の2種類をあげることができる。

「格付け評価」 常識的又は公的な形式や基準による格付け・序列化・数量化の評価を含め、他との比較を暗黙の前提とし、又は主眼とする価値判断としての評価をいう。(関連語……価格、評語・評点による成績評価、合格・不合格、昇格、資格判定、勤務評定等)

「フィードバック評価」 特に評価対象が自律的なシステムの場合にあって、他との比較ではなく、システムそれ自体の目的・使命・理念や計画・方針等に照らして現状・実績・変化等を調査・点検・評価し、その情報を自己確認や改善改革に役立てるフィードバック機能をにやう評価をいう。(関連語……管理的評価に対しての指導的評価、環境アセスメント、白書等)

- (3) 「格付け評価」では評価が一連の作業の到達点であり目的であるのに対し、「フィードバック評価」では評価が中間点であり手段である。また「格付け評価」が原則として管理者又は第三者による評価であり、一般に手続き及び判断基準の公正さや客観性が問題とされるのに対し、「フィードバック評価」は通例、システム内部評価すなわち自己評価であり、自律的なシステムそれ自体の目的・計画等が明確な、かつ検討可能なこととともに一連の認識判断が学問的・科学的な信頼性をもつことが必要条件とされる。

(4) 「大学の自己評価」は、「自律的なシステムとしての大学のフィードバック評価」である。単に評価主体が大学自体であることを意味しない。

「フィードバック評価」が実効をあげ、大学の将来を誤まらないためには、その調査・点検・評価には学問的・科学的研究方法が要求されるところである。アメリカでは、各大学が大学研究部門(Division for Institutional Research)を設置して自己評価システムを構成し、アクレディテーション機関の大学評価に対応している。

(5) 「格付け評価」は管理者又は第三者が様々な目的で実施するのが通例であるが、大学自身が「格付け評価」を行い学生募集用・対社会用その他大学PR文書に有効に利用することができる。

(6) 「学生による授業評価」は、「教授・学習システム」の「フィードバック評価」のための調査の一環として位置づけることが妥当である。

(7) 大学基準協会のアクレディテーションは、各大学が「フィードバック評価」を実施しその成果をあげているかどうかを評価事項とする「格付け評価」を構想するものとみてよい。

(8) わが国の大学における「大学評価」の問題については、次の特徴を指摘することができる。

① 「評価」といえば「格付け評価」のイメージが根強く、世間的なピラミッド型の管理体制のなかでの評価を連想しがちである。そのため「評価」はわが国の大学にはなじまないと評する向きも少なくない。

② 「格付け評価」のイメージのもとで各大学における自律的なシステムそれ自体の目的・計画等の検討がなおざりにされ、そのため大学としての「フィードバック評価」の実施が現実的に構想できず、「大学の自己評価」の責任を「大学教員の自己評価」へ単純に還元する考え方もみられる。

③ 上記のような「大学評価」の不毛が原因となり結果となって、大学教員の正常な「評価」能力、ひいては「改革」能力の開発は著しく阻害されているとみてよい。

(9) 第1部第7節に掲載の慶伊富長編『大学評価の研究』の中の諸論文では、「評価」の定義は「フィードバック評価」に近いが、具体的にはほとんど

が「格付け評価」、主として第三者評価である。そのままでは「大学の自己評価」のイメージに必ずしもそぐわない。そうした問題を含むものとして、それらの定義例を資料 10 に掲載する。

そのうち、天城氏所論の教育評価の「2つの定義」及び「plan-do-see」というフィードバック・システムの見地は重要である。その「2つの定義」と本稿仮定の2類型とは区分原理を異にするが、それらの区分原理についてはもっと吟味されてよい。

⁽¹⁵⁾
資料 10

喜多村和之「大学評価の意義」 ドレスセル (P. Dressel) によれば、評価とはある活動、目的、プログラムの価値を決定するプロセスであるが、このプロセスは、目的の明確化、関連する適切な情報の収集、意思決定という3つの段階に区分され、ある目標に到達するため入手しうる資源を最も有効に活用することが評価の追求する目的である。このように評価はアメリカでは実用的な概念としてとらえられている。

江原武一「アメリカにおける大学評価」 アメリカの教育評価研究のなかで使われた評価の定義の歴史的な変遷を整理したバーク (Berk) によれば、すべての定義に共通した唯一の要素は「評価は意思決定 (decision making) のための情報を提供する過程」という規定であるという。

天城勲「大学評価と設置基準行政」 教育評価には2つの有力な定義がある。第1は、教育評価は教育目標の実現をめざして行われる教育活動について決定するために必要な情報……を集め、整理し、これをフィードバックする手続きである。簡単にいえば、教育目標追求活動を調整するための情報のフィードバックであると定義される。第2は、教育評価は、教育の成果について教育目標を基準として解釈する、あるいは達成の程度を基準に照らして判断する手続きである、とする。この2つは強調点の相違を示すものであろう。……

ところで初等中等教育領域で発展した教育評価論はひとまずおいて、大学はこれをひとつの組織体としてみれば、その状態をよりよく遂行し、その目的の実現を図るという組織体の一般原理が妥当である。……経営論や行政論において通常原理的に承認されている計画 (plan), 遂行 (do), 評価 (see) のプロセスないしシステムが大学にも求められるのは当然ではなからうか。

- (10) わが国における「大学の自己評価」の研究は、以上述べたように始まったばかりといってもよく、大学教育の目的・計画等を含む「大学の在り方」の研究と相まって、これからの「大学教育等研究」の重要な研究課題とみてよいであろう。

第2節 理想型「大学教員の自己評価項目」

- (1) 大学教員は採用・昇進に際して否応なく「格付け評価」をされる。もし「大学教員の自己評価」がそうした「格付け評価」の基準に照らしての自己採点に類するものであるとすれば、「大学教員の自己評価」は公的に論ずるに値しない。
- (2) 大学教員を、専門職として自律的な目的・計画等をもち人的・物的諸条件下において職務を遂行しているひとつの自律的なシステムとしてとらえれば、そこに「フィードバック評価」としての「大学教員の自己評価」が成立し、その理想型としての自己評価項目は大学教員が自ら判断し自ら律する機能を提供するものとして有意義であろう。

なお、その場合でも、「フィードバック評価」を成立させるシステム観に拠る限り、「大学の自己評価」を本論とし「大学教員の自己評価」をサブシステムの系論として位置づけることが妥当である。

- (3) そのような理想型「大学教員の自己評価項目」は、大学構成員の常識としての「大学の理念や学問の自由・大学自治の原則」についての理解や「所属大学固有の目的・計画等」についての認識、あるいは「教授・学習の研究改善」に関する関心等を含むとすれば、研究業績主義に偏りがちな「格付け評価」の欠陥を補う方法として有効さを保つことになるであろう。

第1部第5節§1にあげた国際基督教大学絹川・原両教授の論文「大学教員評価の視点」はここでいう理想型「大学教員の自己評価項目」を公然化し、「格付け評価」としての「大学教員評価」へのおのずからの反映を企図するものであるとみることができよう。その論文の抜粋を資料11に示し、参考とする。

資料11⁽¹⁶⁾

自己点検用評価項目表

次の6領域につき定期的に自己診断を行えば、各自の改善すべき弱点が明確になり、自ら努力目標を設定することも容易となる。……ここでの評価は、……いわば自己に内在的な規範を作るための指標である。主なチェック項目のみを挙げる。

- a 大学の理念と教育目標の理解——教育機関・研究機関・社会への奉仕機関としての大学

の役割。国際的動向、国内の制度や法律、あるいは教育統計資料などの実際的な知識を基にしてきた大学の現在置かれている状況、各大学の建学の精神と教育理念や伝統、それらの現代的意義、並びに将来の方針。

- b 大学の組織機構に関する知識——大学全体の組織図、行政幹部の権限と責任、教授会・小委員会等の機能、雇傭契約と職務分掌、民主的な運営に積極的に参加する方法、等の教育実践の在り方。
- c 一般的教育活動への参加——所属する部所（大学院・学部・講座・学科・研究室等）の教育プログラムとカリキュラムの構造、およびそれらの実施状況、長期・短期将来計画、自己の担当授業科目の計画立案、これらを基にした学生指導プラン。
- d 授業の方法——授業科目の内容、教授技術、学習への動機づけ、教材の選択・教育機器の利用法、教師としての人格的資質、（この面に関しては学生による評価の導入が奨励されよう。）
- e 研究活動——学問研究に対する態度と職業的倫理、研究成果と教育プログラムの関連づけ、学生に対する研究協力の機会の提供、研究活動を充実させるための内外での努力。
- f 学生の指導——過去のエデュケーション・経験・家庭および社会的背景・生活上の悩み、等の把握、学習相談と進路指導、そのための時間配分。

第3節 政府・大学関係の体制変化に関する基本的方向 ——大学審議会の創設と大学基準協会の活性化 及び各大学「大学教育等研究機関」の設置——

- (1) 「大学の自己評価」が有効に機能するには、それに適合した政府・大学関係があるはずであり、そのような政府・大学関係体制への移行・変革がなされてしかるべきである。旧来のような管理主義的な体制下では、例えば大学審議会が教育課程審議会に類する大学教育評価基準策定の役割が肯定的にせよ否定的にせよ大学内外から期待されるようになり、「大学の自己評価」は正当な意義を見だし積極的に機能することはできないからである。

新しい体制への変化の基本的方向として、新制大学創設当初アクレディテーション方式による政府・大学関係を構想したという歴史的事実を活かしたうえで、現代の大学改革、特に大学教育について不断の改善改革を可能にする方向が想定される。

そうした体制の中で大学審議会及び大学基準協会はそれぞれ重要な役割をになうことになるが、それらにしても現状でよいということはありません。

あろう。また、国立大学等大学連合体の役割も今後検討されなければならないであろう。

- (2) そのような政府・大学関係の体制変化に対応して各大学も変化しなければならないことは当然である。そのような見地から、「大学の自己評価」の実施及び大学教育の不断の改善改革のかなめとなる各大学「大学教育等研究機関」の設置を促進することが重要である。
- (3) 一般教育学会「大学審議会への意見書——大学教育改革の方途について」は、第1項に「各大学『大学教育等研究機関』の設置等について」を掲げ、その趣旨を次のように説明している。

資料12⁽¹⁷⁾

1 各大学「大学教育等研究機関」の設置等について

(1) わが国における大学改革の阻害要因

……例えば「新任教員研修コース」についていえば、大学の大量化にともなって大学教員の大量化も著しいだけに、その必要性を認める者は多い。しかし、……実施の意味を問い直し賛成しかねるといのが現状であろう。もし、学問的・科学的な「大学教育等研究」を通じて陶冶され蓄積された共有の知識・経験が背景にあるとすれば、「新任教員研修コース」に対する評価は大きく変わるものと思われる。……

また「大学評価」にしても、世間一般の功利的な評価基準や行政機構の管理的評価システムのアナロジーが優先する大学内の現状ではうとまれがちであるが、学問的・科学的な「大学教育等研究」に伴い普遍性・客観性の高い評価水準が大学内で不断に求められ培われる状況を想定すれば「大学評価」はむしろ自明のこととなるであろう。……

従来、わが国では、因襲的ともいえる学問的・科学的な「大学教育等研究」の軽視と学問の自由・大学の自治をめぐる行政的・権力関係的な意味あいへの関心とが相まっていわば悪循環におちいり、上記のような改革の閉塞的状况をつくりだしてきたようである。なかでも「大学教育等研究」の軽視は、悪循環の根源であり、わが国における大学改革の主要な阻害要因であったとみることができよう。

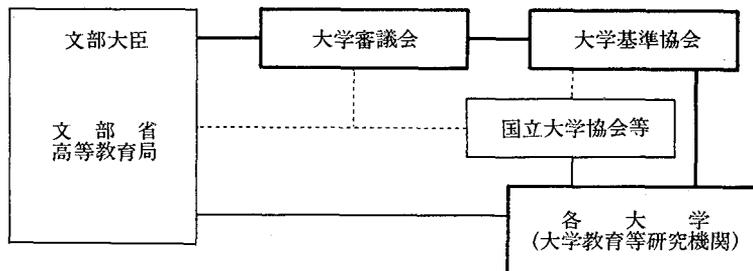
そのような阻害要因を克服して現代の大学改革を推進するため最も基本的な、かつ最も有効な方途は各大学がそれぞれに「大学教育等研究機関」を設置する等により、大学教育等の研究及び改善改革に関する教授団の活動の活性化を促進することである。

(4) 各大学「大学教育等研究機関」の特色は、次の諸点にあるとみてよい。⁽¹⁸⁾

- ① 当分の間、大学審議会の創設や大学基準協会の活性化などに対応する大学側の大学教育等研究体制の開発を主要な役割とすること
- ② 各大学それぞれの自己評価や改善改革あるいはFD活動の基盤となる大

学自体の調査研究開発，すなわち大学の自己研究に重点を置くこと

- ③ 一般教育・専門教育の総合化，その他部局間・学科間の諸問題についてもまずは既存の制度や部局・学科の枠にとらわれない学問的・科学的な研究課題として共同研究の道を開くこと
- (5) 政府・大学関係体制の概略を図式で示せば，次図のようになる。



あ と が き

現在，大学審議会大学教育部会では検討事項の一部として「大学評価の在り方」の検討が進められており，近く何らかの報告が予想されるところである。新制大学創設以来の大改革が静かに進行しているという感が深い。本稿は，そのような情勢への対応を想い，本誌編集委員会のおすすめにより，1988年10月29日香川大学教育学部教員組合主催の研究会及び同年11月26日・27日一般教育学会課題研究集会における問題提起の原稿をとりまとめたものである。それら関係者各位に敬意を表する次第である。

注

- (1) 臨時教育審議会「教育改革に関する第2次答申」昭和61年4月23日，同審議会「教育改革に関する第3次答申」昭和62年4月21日
- (2) 文部省高等教育局企画課大学審議会室「大学審議会の動き」『大学と学生』294号，1988年10月
- (3) 文部省「日本における高等教育の再編成」昭和23年1月，文部省大学学術局監修『大学管理運営関係資料』昭和41年5月
- (4) 大学基準協会本協会のあり方検討委員会「本協会のあり方に関する中間まとめ」昭和63

- 年2月16日, 大学基準協会『会報』第61号, 1988年9月
- (5) 大学基準協会大学自己評価研究委員会「大学の自己評価に関する中間報告書」昭和56年12月22日, 大学基準協会『会報』第46号, 1982年9月
- (6) 大学基準協会自己評価実施方法検討委員会「大学自己評価の実施方法に関する検討結果について」昭和61年12月16日, 大学基準協会『会報』第59号, 1987年9月
- (7) 国立大学協会第1常置委員会「大学の在り方について(中間報告)」昭和60年6月
〈第5章 大学における評価の問題〉
- (8) 国立大学協会教養課程に関する特別委員会「教養課程の改革——教育体系と教員組織——(案)」昭和63年7月〈第6章§3大学の自己評価——「大学における教員評価について」に関連して——〉この項は, 昭和63年11月発行『教養課程の改革』では削除されているが, 現在なお有意義なものとして収録する。
- (9) 日本科学者会議大学問題委員会「国立大学協会『大学における教員評価について』の問題点」1987年10月
- (10) 原一雄「一般教育の自己評価——私立大学の場合」『一般教育学会誌』第9巻第2号, 1987年11月
- (11) 京都大学庶務部広報調査課「大学を紹介する冊子について」『大学の学生』294号, 1988年10月
- (12) 一般教育学会FDアンケート調査実施委員会「Faculty Developmentに関するアンケート調査報告」『一般教育学会誌』第9巻第2号, 1987年11月
香川大学一般教育部FD研究委員会「香川大学におけるFaculty Developmentに関するアンケート調査報告」『香川大学一般教育研究』第31号, 1987年3月
- (13) 一般教育学会「大学審議会への意見書——大学教育改革の方策について」『一般教育学会誌』第10巻第2号, 1988年11月
- (14) 慶伊富長編『大学評価の研究』東京大学出版会, 1984年
- (15) 前掲(14)
- (16) 網川正吉・原一雄「大学教員評価の視点」『一般教育学会誌』第7巻第2号, 1985年12月
- (17) 前掲(13)
- (18) 一般教育学会第11回大会シンポジウムI〈各大学「大学教育等研究機関」の在り方〉開設の趣旨, 『一般教育学会ニュースレター』No.20, 1989年2月予定

別紙資料 1

大学の自己評価に関する中間報告書

昭和 56 年 12 月 22 日

大学基準協会大学自己評価研究委員会

大学による自己評価の必要性和その問題点について

大学は国公立の別を問わず、最高の教育機関であるとともに、学術文化の研究機関であって、社会的知的水準を写し出す鏡のような存在である。

したがって大学は、常に変動し発展する社会との相互作用のなかで、その使命を果たすべく、不断の努力を続けなければならない。

その場合、前提となるのは、大学自身の手による絶えざる自己評価(あるいは自己点検)であろう。自己評価がなければ、大学の向上、より一層の充実に向けての努力も、具体性、実践性をもち得ないからである。

しかしながら、一口に自己評価といっても、いかなる項目をいかなる基準に照して評価(あるいは点検)するかが明確にされなければ、それは実践的な意味をもち得ないであろう。

むろん、各大学は国公立を問わずそれぞれ建学の精神をもち、また教育・研究機関としての個性をそなえているのであり、これに対して一律の基準から評価を行ってはならないことはいうまでもない。

しかし、建学の精神や個性が体现される具体的な組織形態、機能等については、各大学を横断する共通の問題群や評価基準が見いだされるはずである。

本委員会の作業目標は、これらの問題群を抽出・整理し、あわせてその評価基準を設定し、もって各大学の自己評価と、その向上への努力について、判断の目安を提供するところにある。

この場合の基本的姿勢としては、本協会設立の趣旨に従い、大学設置基準を超えた向上基準としての大学基準および分科教育基準等の遵守と改善に焦点を合わせることを目標とした。

自己評価の項目と基準

I 大学の在り方と目標

大学の在り方と目標は時代の変化にともない絶えず問い直されるべきものであるが、それは大学の個別的な自己評価の結果を総合する形で、これを行うことから始めるのが現実的である。

各大学による個別的自己評価⇔大学基準協会による評価(判定)

II 組織・機構

(A) 教育・研究組織、事務組織等の権限と責任を明確化し、いずれかの組織の権限・責任の極端な肥大化を避けるよう配慮しなければならないが、その反面、極端な多元主義に陥る危険を防ぐために、別のしかるべき機関(たとえば学長)に全学的な調整機能を果たすに足る権限と責任を付与することが望ましい。

(B) 私立大学の場合、理事会は教学をあずかる者の見解が反映されるような構成をとることが必要である。

(C) 学 長

学長は、大学の教学に関する管理・運営について最終的な権限と責任を有すべきものであるが、あわせてその全学的調整機能を円滑ならしめる前提として、その選出方法に充分配慮すべきであろう。

(D) 教 授 会

教授会は、当該学部の教育・研究に関して直接的な権限・責任をもつ機関であり、専任教授をもって構成するのを原則とするが、審議・決定機関としての適正規模を超えないかぎり、審議・決定事項により、必要に応じて助教授等の専任教員を直接参加させることが望ましい。

(E) 学生組織

(a) 学生の自治組織が、健全な形で構成され、機能しうるよう配慮すべきである。

(b) 学生組織を効果的に活用することによって課外活動が円滑に行われるよう配慮すべきである。

III 人 事

(A) 教員の採用と昇進

教員の採用は、当該大学・学部の長期的な教育・研究計画に従い、国籍（現在、国立大学においては、日本国籍を有しない者を採用することに制限はあるが）、性別、出身校にとらわれることなく、必要に応じて行われるべきものである。

教員の昇進は、教育・研究上の業績ならびに学位、学会活動その他必要な諸条件を含めた総合的審議を行うことによってこれを決定すべきであるが、あわせて教育・研究職年限（前歴加算）を形式的要件として考慮することが望ましい。昇進のための審査は、複数の専門家が構成する審査委員会がこれを行い、その審査報告をもとに教授会の議をへてこれを決定すべきである。

IV 教育活動

(A) 学生の選抜は、公正なものでなければならない。また、各大学の特性や建学の精神にそような形でこれを行うよう配慮すべきである。なお、一般入学試験のほか、推薦による入学試験、外国人留学生および帰国子女のための選抜制度等を導入することによって、選抜方法の多様化をはかることが望ましい。

(B) 各学部のカリキュラムは、学生が広い学問的背景と一定分野の専門的知識を修得しうることを、保証するものでなければならないが、あわせて以下の諸点に留意すべきであろう。

○多人数教育と小人数教育を有機的に関連させるような学科目配置

○教育助手（Teaching assistant——非常勤でもさしつかえない）等による授業の充実

○演習の拡充による、学生の創造的学習の指導

○多角的な試験制度の導入による教育効果の測定

なお、学問の発展、社会の変化・発展に対応し、また社会や学生のニーズに応えるべく、カリキュラム検討委員会等によって、絶えず現行カリキュラムを再検討することが必要

である。

- (C) 教員の授業担当時間は、授業内容の質の向上と研究の発展を可能にするような時間的余裕を配慮してこれを決定すべきである。(例えば、文科系学部では週あたり10~12時間程度を上限とする)。なお、同時に、教員1人当たりの学生数を適正なレベルへ向けて漸減するよう努力すべきである。
- (D) 教員は年度の初めに年間の講義予定項目を、また年度の終りには実際に行った講義項目を公表することが望ましい。
なお、あわせて講義に対する学生の側からの意見を参考にして、講義内容を常に検討することが望ましい。
- (E) 非常勤講師は、大学のカリキュラム内容を豊富化させ、大学間及び大学外各界との相互刺激を高めるのに必要であるが、それへの依存度は一定水準(総時間数の1/3程度)以下に抑えることが望ましい。ただし、基幹科目(専攻科目)については、原則として専任教員を充てる必要がある。
- (F) 図書館相互利用制度、単位互換制度等の導入による大学間の協力を促進することが望ましい。
- (G) 公開講座、成人講座等を適宜開講することによって、地域社会の発展に貢献することが望ましい。

V 研究活動

- (A) 教員の研究業績・研究上の活動状況は、昇進時であるとないとを問わず、毎年度の終りに、これを所属長に報告し、所属機関はこれを「業績一覧表」にまとめて印刷・公表することが望ましい。
- (B) 各大学・学部は、教員の研究活動を促進するために、必要に応じて十分なスペースをもった研究誌(紀要)を刊行し、大学院学生にもこれを開放することが望ましい。
- (C) 各大学は、教員の研究活動を促進するために、独自の研究助成基金を設けることが望ましい。
- (D) 各大学は、適切な間隔で教員を国の内外に留学させ、かつ研究上の交流を行うための基金を設けることが望ましい。
- (E) 特別研究休暇(サバティカル)の制度を充実することが望ましい。
- (F) 教員の国の内外での学会活動を促進するための条件を整えることが望ましい。

VI 施設・設備

大学の施設・設備は、以下の諸点に留意しつつ、たえず改善の方向にむけて再点検されるべきである。

- (A) 大学の諸施設・設備は、その構成員(教員、職員、学生など)の規模との関係およびその質の面で充分であるか。
- (B) 諸施設・設備は有効に機能しているか。
- (C) 教育・研究上のたえざる発展・向上を保障するような、施設・設備の増設計画が用意されているか。

- (D) 教育施設, 研究施設, 厚生施設, 体育施設などの管理・運営は適切に行われているか。
- (E) 大学施設の地域社会への開放は適切に行われているか。

VII 財 政 (私立大学の場合)

大学の財政は, 以下の諸点に留意しつつたえず健全化の方向にむけて再点検されるべきである。

- (A) 財政の規模が, 大学の規模との関係で充分であるか。
- (B) 収支の不均衡はないか。
- (C) 収支各項目の比率が妥当であるか。
- (D) 予算編成の手続きは明確であるか。
- (E) 予算の使用は効果的に行われているか。
- (F) 長期財政計画は立てられているか。
- (G) 教職員の給与水準, 上限・下限の絶対値とその幅および段階は, 妥当なものであるか。
- (H) 教職員の退職金, 年金, 保険制度などは十分に整備されているか。
- (I) 学費の確定にあたって, 納入者の経済的負担の限界を充分考慮しているか。
- (J) 財政に占める公費の比率に関して, その限界を充分考慮しているか。

以 上

別紙資料 2

大学自己評価の実施方法に関する検討結果について

昭和61年12月16日

大学基準協会自己評価実施方法検討委員会

はじめに

財団法人大学基準協会においては、かねてより、大学が大学自身の手による自己評価を行うことの重要性にかんがみ、自己評価実施のための目安として、大学自己評価研究委員会(委員長 石川忠雄一慶大)による『大学の自己評価に関する中間報告(昭和56年12月22日)』を発表し、会員校の参考に供してきたが、さらに、この大学自身による自己評価の実施を推進するため、昭和58年6月24日に本委員会(設置時、自己評価実施方法検討小委員会)が設置された。

本委員会は同年11月より審議に入り、以後3年間にわたり2回の合宿を含めた21回の委員会を開催して、具体的な実施策につき審議検討を重ねてきた。この間、委員会においては、上記「中間報告」が発表されてから時間も経過したので、まず「中間報告」における「自己評価の項目と基準」について逐次的な審議を行い、本委員会としては一部修正の必要を認めた。ついで、昭和61年2月にはそれまでの審議結果をふまえて「大学の自己評価実施のための質問事項(案)」を作成し、翌3月、この「質問事項(案)」が会員校にとって回答しやすいものであるかどうかを確認するため、全維持会員校に対してアンケート調査を実施した。そして、7月にはアンケート調査の結果を参考に上記「質問事項(案)」を修正して委員会として「自己評価項目」および「回答上の留意事項」を確定したが、さらに、「実施に関する具体的方策」をも取りまとめたので、ここに自己評価実施方法検討委員会報告を提出する。

1. 自己評価の実施についての本委員会の基本的な考え方

本委員会は自己評価を実施する主体については、少なくとも次の二つの考え方があるとした。

① 各大学による個別的自己評価

これは最も基本的な自己評価あるいは狭義の自己評価であり、各大学が現状を認識し、それについて自分なりの評価を行い、必要があれば改善のための目標を設定し、その目標に向けて改善の努力をなし、さらにその目標が達成されたことを確認する。

このようなプロセスを定期的に繰り返すことによって、個々の大学の向上発展がはかれる。

② 大学基準協会による評価

大学基準協会は、「大学基準等諸基準の設定、改善、活用と、会員の自主的努力と相互援助によって、わが国大学の質的向上を図る」ことを目的としているから、大学基準協会が会員校に対して大学の現状を報告させ、一定の基準により評価を行い、必要があれば改善のための指導助言を行い、さらに改善の実施について確認することも広義の自己評価といえる。

このようなプロセスを定期的に繰り返すことによって、わが国の大学の向上発展がはかれる。

以上の二つの考え方にあって、本委員会が予定している自己評価は、わが国においては、過

去において自己評価が行われた実績がないことにかんがみ、当面、この2～3年間は、各大学による個別的自己評価を考えることとする。しかし、その後においては、それに加えて、大学基準協会による評価が行われることが望ましいと考える。

2. 「自己評価項目」(付、回答上の留意事項)

上記の基本的考え方に基づいて、本委員会は各会員校が大学の自己評価を実施する場合のガイドラインとして、別紙の「自己評価項目」(付、回答上の留意事項)を作成した。これは各会員校が自己評価を試みる場合に想定される大学全体の評価にかかわる事項を、自問の形で列挙したものであり、自己の大学の現状を認識・確認し、そこに改善の必要がある問題点が含まれていないかどうかを検討し、含まれていると考えられる場合改善案を検討するための手がかりという趣旨のものである。

なお、「自己評価項目」のなかには、各会員校の実情に必ずしも適合しないもの、あるいは答えにくいものがあるかと思われるが、それらの項目については各会員校が慎重に検討の上、より適切な自己評価を実施するよう本委員会は切望する。

3. 自己評価の実施に関する具体的方策

本委員会の考えた会員校および大学基準協会における自己評価の実施策は次のとおりである。

(1) 会員校

- ① 大学基準協会の会員校は、自己評価実施検討委員会が作成した「自己評価項目」に基づき自主的に自己評価を実施する。
- ② 「自己評価項目」は、大学全体にかかわるものと各学部にかかわるものがあるので、自己評価は、(1)大学本部および各学部の責任者によって構成される「自己評価委員会」(仮称)を設置するとか、(2)各学部等でそれぞれ別個に回答を求め、これを全学的に調整する方法によって実施する。
- ③ 自己評価は、例えば3年に1回「自己評価項目」の全部について行い、その中間の年においては、検討すべきであるとされた問題点について検討を進めるという形で実施する。
- ④ 全学的な、あるいは各学部等の「自己評価委員会」は、自己評価の結果を学長または理事会に報告し、必要があれば改善すべき項目および改善のための目標を設定し、改善の実施を勧告する。
- ⑤ 会員校は「自己評価項目」に基づいて自己評価を実施したか否かを毎年1回大学基準協会に報告する。
- ⑥ 会員校は「自己評価項目」の質問形式などについて修正すべき点がある場合、大学基準協会宛に随時指摘・提案する。

(2) 大学基準協会

- ① 大学基準協会は、大学基準協会による評価を開始するために、「大学評価実施準備委員会」(仮称)を設置する。
- ② 「大学評価実施準備委員会」は、当面の2～3年間は会員校からの報告に基づく「自己評価項目」の改善、基準協会としての評価の実施方法など、大学評価のための準備作業を行う。

別紙

自己評価項目

(付, 回答上の留意事項)

I 大学の在り方と目標

(問1) 本大学固有の目的・使命(あるいは教育理念)はなにか。

(問2) 本大学の目的・使命(あるいは教育理念・在り方)は、なんらかの形で見直されているか。

(問3) 問2に対する答が肯定の場合、最近10年間に

(1) どのようなときに(定期的にあるいは非定期的に)

(2) なにを契機に

(3) どのような機関(たとえば、〇〇委員会)で、見直しが行われたか。また、現在、見直しが行われているか。

の傾向がみられるか。後者の場合、なんらかの全学的な調整機能を果たす機関が設けられているか。

(B) 理事会および評議員会(私立大学の場合)

(問8) 本大学の理事会および評議員会は、どのように構成されているか。

(問9) 本大学の理事会および評議員会のメンバーは、どのようにして選出あるいは任命されているか。

(問10) 本大学の理事会および評議員会は、どのような頻度数で開催されているか。

(問11) 理事会および評議員会における決定のプロセスに、教学側の見解あるいは意向は、どのように反映されているか。

II 組織・機構

(A) 大学の組織

(問4) 本大学の教育・研究組織および事務組織は、どのように構成されているか。これらの組織は、本大学の教育・研究にとって有効であると考えられるか。

(問5) 本大学の各組織の権限と責任は、どのような形で明確化されているか(たとえば、学則、規程など)。

(問6) 本大学では、各組織の間の権限と責任は均衡がとれているか、それともいずれかの組織の権限と責任が肥大化しているか。後者の場合、その肥大化を防ぐために、どのような配慮が必要であると考えられるか。

(問7) 本大学では、各組織の間に協調関係があるか、それとも多元主義

(C) 学長

(問12) 本大学では学長は、どのような規定に基づいて選出されているか。

(問13) 本大学では、学長に対し助言者の機能を果たす組織があるか。もしある場合には、その権限と責任はどのようなものか。

(D) 教授会(学部が複数ある場合には、学部ごとにお答え下さい。)

(問14) 本大学における教授会は、どのように構成されているか。

(問15) 教授会は、どのような事項について審議・決定をしているか。

(問16) 教授会における審議を実質的なものにするため、どのような配慮が払われているか(たとえば、委員会制度など)。

(E) 事務組織

(問 17) 本大学における事務組織はどのように構成されているか。本部と学部的事務組織が分離されている場合には、それぞれの機能と責任の分化は、どのようになっているか。

(問 18) 職員の意思是、大学の管理運営、研究および教育活動にどのような機関を通じて反映されているか。

(F) 学生組織 (学部が複数ある場合には、学部ごとにお答え下さい。)

(問 19) 本大学における学生の自治組織には、どのような種類があるか。それらはどのような形で構成されているか。

(問 20) 学生の自治組織は、どのように運営され、活動しているか。

(問 21) 学生の意思是、大学の運営あるいは教育活動にどのように反映されているか。

(問 22) 学生の課外活動に大学はどのような援助を行っているか。

III 人事 (学部が複数ある場合には、学部ごとにお答え下さい。)**(A) 専任教員の任免**

(問 23) 本大学では、専任教員の採用は、長期的な教育・研究計画に従った人事計画に基づいて行われているか。

(問 24) 本大学では、専任教員採用(養成)のための人事計画はどのような機関(たとえば、教員人事委員会)でたてられているか。

(問 25) 本大学では、専任教員の採用は、国籍、性別、出身校、教歴な

どにとらわれることなく教育・研究上の必要に応じて行われているか。

(問 26) 本大学では、専任教員の採用はすでに教歴のある者に限らず、「(特に)優れた知識及び経験を有する社会人」についても行われているか。

(問 27) 専任教員採用のための発議・審査・決定は、どのようなプロセスで行われているか。

(問 28) 専任教員の採用を審査するために、どのような基準が適用されているか。

(問 29) 専任教員の免職・解雇は、どのようなプロセスで行われているか。

(B) 専任教員の昇進

(問 30) 本大学では、専任教員の昇進のための発議・審査・決定は、どのようなプロセスで行われているか。

(問 31) 専任教員の昇進を審査するために、どのような基準が適用されているか。

IV 教育活動 (学部が複数ある場合には、学部ごとにお答え下さい。)**(A) 学生の募集・選抜**

(問 32) 本大学では、学生の募集・選抜にあたり、どのような方針をとっているか。

(問 33) 本大学では、一般入学試験のほかに、どのような選抜方式(たとえば推薦入学制など)を採用しているか。

(問 34) 多様な選抜方式を採用している場合、各方式による入学者の割

合は、どのようになっているか。

(問 35) 多様な選抜方式の採用により、どの程度本大学の方針に適った学生を入学させることができたか。

(問 36) 入学者の決定は、どのようなプロセスで行われているか。

(B) カリキュラムと教育システム

(問 37) 本大学では、カリキュラムは、どのような教育目標をめざして設定されているか。

(問 38) 本大学では、現行のカリキュラムは、

(1) どのようなときに（定期的にあるいは継続的に）

(2) なにを契機に

(3) どのような機関（たとえば、カリキュラム検討委員会）で、再検討されているか。

(問 39) カリキュラムの改革にあたって、何か障害となっているものがあるか。

(問 40) 本大学では、外国人留学生や帰国子女などに対し、入学前および入学後、教育上特に配慮を払っているか（日本語教育や補習教育など）。

(問 41) 本大学では、学生の海外留学についてどのような配慮を払っているか。

(問 42) 本大学では、授業科目の配当にあたり、多人数教育と小人数教育を有機的に組み合わせるような配慮を払っているか。

(問 43) 本大学では、とくに大規模クラスでの教育の効果をあげるために、どのような配慮を払っているか（たとえば教育助手 (teaching

assistant) の採用、教育機器の活用など）。

(問 44) 本大学では、学生の創造的学習・主体的学習を促進するために、どのような授業の方法（演習・実験・実習など）を活用しているか。

(問 45) 本大学では、教育効果のより有効な測定のために、どのように多角的な評価の方法を実施しているか。

(C) 授業負担など

(問 46) 本大学では、専任教員 1 人当りの授業担当時間は週当たり何コマであるか。（1 コマは何時間かお答え下さい）

(問 47) 本大学では、専任教員 1 人当りの在籍学生数は何人であるか。

(問 48) 本大学では、専任教員が学外の兼職を持つ場合になんらかの制限を設けているか。

(D) 講義

(問 49) 本大学では、各教員は年度初めに年間の詳細な授業計画を公表しているか。

(問 50) 本大学では、組織としてあるいは教員として授業の内容・方式を充実させるために、どのように学生の意見を聞き参考に行っているか。

(E) 非常勤講師

(問 51) 本大学では、どのような方針で、またどの程度、非常勤講師に授業を担当させているか。

(F) 単位互換制度

(問 52) 本大学では、どのような方針で、どのような形で、またどの程度、他大学（外国大学も含む）と

の間で単位互換を実施しているか。

(G) 公開講座など

(問 53) 本大学では、どのような方針で、どのような形で、またどの程度、公開講座、成人講座などを開講しているか。

(H) 生涯教育

(問 54) 本大学では、どのような方針で、どのような形で、またどの程度、社会人に対し生涯教育の場を提供しているか。

V 研究活動(学部が複数ある場合には、学部ごとにお答え下さい。)

(A) 研究費

(問 55) 本大学では、研究活動を促進するために、どのような方法で教員 1 人当たり年間いくらの研究費(国・公立大学の場合、積算校費)を支出しているか。

(問 56) 研究活動を促進するために、学外からの研究費(例えば文部省の科学研究費・財団の研究費等)をどの程度申請し、交付されているか。

(問 57) 本大学では、研究助成・出版助成のための基金を設定しているか。その基金は、どのような機関で運営され、どのような基準で助成がなされているか。

(B) 研究交流

(問 58) 本大学では、どのような方式(大学推薦、本人申請など)、間隔、期間で、教員を国の内外へ留学させているか。

(問 59) 本大学では、どのような方式(学術振興会、国際交流基金など

の外部公的機関、〇〇基金、大学間協定)で他大学の教員を国の内外から受け入れているか。

(問 60) 本大学では、外国人研究者・留学生のための施設・設備を充分もっているか。

(問 61) 本大学では、研究交流のための基金を設定しているか。

(C) 学術情報の流通

(問 62) 本大学では、他大学の図書館や学術情報センターなどと相互利用の制度をもっているか。

(問 63) 本大学では、学術情報の流通に関して教員に対しどのようなサービスを提供しているか。

(D) 学会活動の促進

(問 64) 本大学では、教員および大学院学生の国の内外での学会活動を促進するため、どのような配慮を払っているか。

(E) 研究誌(紀要)

(問 65) 本大学(各学部・研究所)では、教員の研究成果を発表するため研究誌(紀要)を刊行しているか。

(問 66) 研究誌(紀要)には、大学院学生も研究成果を発表することが認められているか。

(F) 業績の公表

(問 67) 本大学(各学部・研究所)では、教員の研究業績および研究活動を、定期的に、公表しているか。

VI 施設・設備

(A) 施設・設備の現況

(問 68) 本大学の諸施設・設備は、構成員(教員、職員、学生など)の規模との関係および質の面で一定の基準を充足しているか。

(B) 施設・設備の有効性

(問 69) 本大学が現在保有している諸施設・設備は、本大学の教育・研究にとって有効に機能しているか。

(C) 施設・設備の管理・運営

(問 70) 本大学が現在保有している諸施設・設備の管理・運営は、適切に行われているか。

(D) 施設・設備の改善

(問 71) 本大学では、教育・研究の将来の発展・向上に資するような施設・設備の増設・改善計画を、現在、たてているか。

(E) 交通の手段

(問 72) 本大学では、学生および教職員の通学・通勤のための適切な交通手段が確保されているか。

(F) 地域社会への開放

(問 73) 本大学が現在保有している諸施設は、地域社会に対して、どのような方針で、どの程度開放されているか。

VII 財政 (国公立大も可能な限りお答えください。)**(A) 予算の編成**

(問 74) 本大学では、予算の編成は大学の目的・使命を果たす上で適切かつ効果的に行われているか。また、それはどのようなプロセスで行われているか。

(B) 予算の執行

(問 75) 本大学では、予算の執行は、上記の目的を達成するため適切かつ効果的に行われているか。

(C) 収支の均衡

(問 76) 本大学では、最近 5 年間、決算

上収支の不均衡があったか。不均衡があった場合、それをどのように評価するか。

(D) 収支項目の比率

(問 77) 本大学では、最近 5 年間に収支各項目の比率は、どのように変わったか。

(E) 長期財政計画

(問 78) 本大学では、向う何年間について長期財政計画をたてているか。

(F) 教職員の給与

(問 79) 本大学の教員および職員の給与水準、上限・下限の絶対額とその幅および段階は、どのようになっているか。それは妥当なものであるか。

(G) 退職金等

(問 80) 本大学の退職金、年金、保険制度などは、充分整備されているか。

(H) 学費

(問 81) 本大学では、学費の確定にあたって、納入者の経済的負担を充分に考慮しているか。

(問 82) 本大学では、独自の奨学金制度、授業料減免措置制度などを設けているか。

(以上)

回答上の留意事項**II 組織・機構****(B) 理事会および評議員会**

学校法人についてお答え下さい。

(C) (問 12) 学長と理事長との関係についてもお答え下さい。

(問 13) 「助言者の機能を果す組織」とは

学長（総長）補佐・学長（総長）
 参与・学長（総長）の諮問委員
 会、国立大学の場合、学部長会
 議・特別委員会
 などです。

IV 教育活動

(B) (問 45) 「多角的な評価の方法」とは
 年 1 回あるいは学期ごとに 1 回
 の筆記試験だけでなく、学年中
 にレポートや小さいクイズある
 いはクラスでの発表などを組み
 合わせた方法です。

(C) (問 46)～(問 48)

専任教員には主として教育に従
 事している専任教員で、研究を
 主とする研究所の専任教員を含
 みません。

(問 47) 昭和 61 年 5 月 1 日現在の専
 任教員（学部関係、除く助手）
 1 人当りの学生数は国・公・私
 立別（全国平均）で次の通りで
 す。

国立大学	13.4 人
公立大学	13.1 人
私立大学	31.8 人

$$\left(\frac{\text{学部在籍学生数}}{\text{専任教員数}} \right)$$

（大学基準協会「昭和 61 年度
 大学一覽」により算出）

(E) (問 51) 「どの程度」とは

- (1) 全教員数に対する非常勤講
 師の割合
- (2) 総授業時間に対する非常勤
 講師担当時間の割合

V 研究活動

(A) (問 55) 「研究費」とは

個人研究費（課税分，非課税分）

および共同研究費です。

なお、1 人当りの研究費は
 国・公立別（全国平均）で次の
 通りです。

国立大学	722,100 円
公立大学	426,600 円

$$\left(\frac{\text{教育研究費}(\ast)}{\text{専任教員数(含む助手)}} \right)$$

（「昭和 60 年度学校基本調査
 報告書」より算出，（※）教育
 研究費には消耗品費・光熱水
 費を含まず。）

VI 施設・設備

(A) (問 68) 「一定の基準」とは

最低の基準としては、大学設置
 基準が考えられますが、ここ
 では、各大学がそれを超えて向上
 発展するための基準としてとら
 えています。また、「質の面」と
 は、たとえば専門教育科目の特
 殊性とか教育機器の活用などを
 考慮に入れることを意味してい
 ます。

(B) (問 69) 「有効に」とは

たとえば、教室の利用率などが
 判断の拠りどころとなります。

(C) (問 70) 「適切に」とは

施設・設備の保守、修繕が定期
 的にあるいは必要時に迅速に行
 われ、研究および教育の機能が
 中断されないことを意味してい
 ます。

VII 財 政

(G) (問 79) 「妥当な」とは

国家公務員、私立大学教職員給
 与の 1 人当り平均額との比較に
 おいて判断できると思います。

別紙資料 3

本協会のあり方に関する中間まとめ

昭和 63 年 2 月 16 日

大学基準協会本協会のあり方検討委員会

1 目的

本協会が加盟大学を評価することにより、加盟各大学が大学人自身の手によって自己評価、自己規律を行うことを支援、促進することを目的とする。

2 設置形態

特殊法人あるいは公社ではなく、従来どおり財団法人とする。

3 加盟校の資格

当面、国公立の四年制大学のみを組織とする。

4 加盟校の範囲

当初は基準協会によるアクレディテーション活動の趣旨に同意し、向上のための努力をする、一定水準以上の大学に限定し、漸次その範囲を拡大していくこととする。

最初の加盟については、従来の判定委員会による審査・判定方法を踏襲するが、その詳細については改めて検討する。

5 協会加盟のメリット

アクレディテーションを広く実施するためには、一定水準以上の大学がすべて加盟することが当面の目標となる。そのためには、本協会に加盟するメリットを見出す必要がある。国公立大学共通のものとしては、例えば

- ① 外国のアクレディテーション機関と連繫を結び、その外国において本協会加盟校が高い水準の大学であるとの評価が得られるようにする。
- ② 大学の自治、学問の自由を侵さない限度において加盟校がこれを参考にしうる、内外諸大学の情報を相互に交換する大学情報センターとしての機能を持つ。
- ③ 学部・学科の新增設を計画する大学に対し、要請があった場合に助言を行う。

私立大学については、例えば

- ① 私学助成に関し、本協会の判定に合格した大学・学部であることを考慮することを私学振興財団に要請する。
- ② 入学試験期に加盟校のみまとめて新聞、受験雑誌等にその点を明示して広告する。加盟校は入試要項に加盟校である旨を明示する。

国公立大学については、例えば

財政的自主性を拡大する方策、当該大学にふさわしい教育研究の計画について、文部省・地方公共団体に要望する際に、本協会の評価を活用しうるようにする。

などのメリットが考えられるが、なお、国立大学協会、私立大学団体連合会と協議する。

6 アクレディテーションの対象

少なくとも認可時の教学体制が維持されているか、悪化していないかを判定する。その上で、どのような向上の努力のあとがあるかを評価する。私立大学については、認可後の管理運営体制、経営形態をも評価する。

7 アクレディテーションの基準, 内容

大学, とりわけ私立大学にはそれぞれ個性と特色があり, それらが相俟ってわが国の発展を支えているとの事実から出発し, 多様な観点からの評価を行う。大学の水準による類別化などは行わず, 当分の間は当該大学の発展のために, 大学および設置者に対し, 意見, 希望を述べるに止める。

8 アクレディテーションの方法

加盟の際の判定委員会とは別個に評価委員会(仮称)を設置し, その下部に学問分野別の専門委員会を設ける。

アクレディテーションは二様の方法による。

- (1) 恒常的自己評価 加盟大学は, 毎年, あらかじめ配布された「自己評価項目」にもとづき自己評価を行い, これを協会に報告する。自己評価項目については別途検討する。毎年の報告書は事務局で問題点をチェックの上, 評価委員会に諮り, 必要な場合協会としての意見・要望を大学に伝える。
- (2) 臨時的評価 少なくとも例えば大学については10年, 学部については5年に一度, 所定の報告書の提出を求め, 専門委員による視察を経て, 評価委員会がこれに対する評価を行い, 大学または学部これを伝える。

9 文部省視学委員との関係

協会加盟大学については, 無条件に, または, 協会の評価について文部省に報告することにより, 視学委員による評価を免除してもらおう。

これとは別に二つの考え方がある。

- (1) 文部省の視学委員による評価とは関係なく別個にこれを行う。
- (2) 視学委員制度に代わり, 加盟大学については協会が独自に, 未加盟大学については文部省の委託を受けて評価を行う。

10 今後検討すべき事項

- ① 評価の基準, 内容, 成果
- ② 調査, 視察, 評価の方法, 規模
- ③ 大学院の加盟
- ④ 事務局の規模, 財政, 施設